

## 2.用語の解説

### 1. 人口の基本属性に関する用語

#### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは平成22年10月1日午前零時(以下「調査時」という。)に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、「平成22年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照されたい。

#### 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

#### 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

## 2. 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容
一般世帯	(1)住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。 (2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり(世帯の単位:棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり(世帯の単位:棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり(世帯の単位:棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり(世帯の単位:中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入居者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり(世帯の単位:建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など(世帯の単位:一人一人)

### 世帯主・世帯人員

#### (1)世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

#### (2)世帯人員

世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

### 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分している。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	
I 核家族世帯	
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯 ② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯 ② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
	① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

### 母子世帯・父子世帯

#### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

#### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

#### (3) 母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

## 世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分した。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

区分	内容
I 農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
(1) 農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
(2) 農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
(3) 農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
(4) 農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
(5) 非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
III 非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
(7) 非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
(8) 非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯 (世帯の主な就業者が業主)	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯 (世帯の主な就業者が雇用者)	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
IV 非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯
V 分類不能の世帯	

### 3. 住宅・居住地に関する用語

#### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

#### 住宅の所有の関係

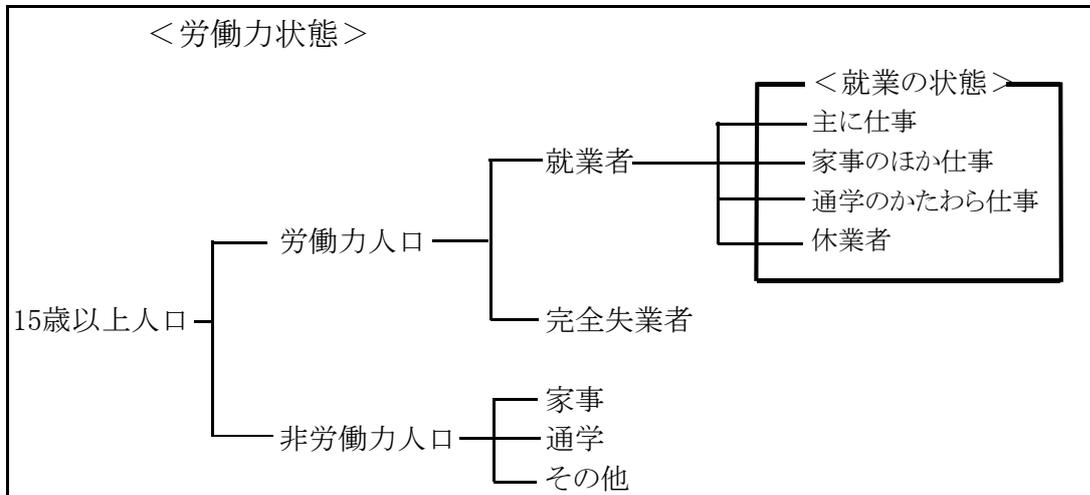
住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与の住宅)の一部を借りて住んでいる場合

#### 4. 労働・就業の状態に関する用語

##### 労働力状態

「労働力状態」は、15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人
就業者	調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含む。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク(公共職業安定所)に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人(労働力状態「不詳」を除く。)
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

## 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査期間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、 「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 (2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう(調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類)。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

### 《注意点》

- (1) 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっている。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- (3) 産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

部門	内訳
第1次産業	A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業・小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く)

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。

## 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)によって分類したものをいう。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっている。

平成22年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月設定)を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| A 管理的職業従事者     | G 農林漁業従事者      |
| B 専門的・技術的職業従事者 | H 生産工程従事者      |
| C 事務従事者        | I 輸送・機械運転従事者   |
| D 販売従事者        | J 建設・採掘従事者     |
| E サービス職業従事者    | K 運搬・清掃・包装等従事者 |
| F 保安職業従事者      | L 分類不能の職業      |

## 5. 世帯の移動に関する用語

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分している。

## 6. 従業地・通学地に関する用語

### 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分するものである。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

区分		内容
通勤・通学者のみの世帯	通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯
	通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯
	通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯
	その他の世帯	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ
	幼児のみ	6歳未満の人のみ
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
	女性のみ	6～64歳の女性のみ
	その他	上記以外

## 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。

区分	内容
自市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に付属した店・作業場などである場合 (1) 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。 (2) 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合 これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。
自市内他区	常住地が20大都市 <sup>(注)</sup> にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合
県内他市区町村	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

(注) 東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

### 《 注意点 》

ア 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっている。

ここでいう従業地とは、就業者が従業している場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

イ 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。

ウ ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

## 夜間人口と昼間人口

- (1) 常住地による人口(夜間人口)  
調査時に調査の地域に常住している人口である。
- (2) 従業地・通学地による人口(昼間人口)  
従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出している人口である。

[例:A市の昼間人口の算出方法]  
A市の昼間人口=A市の夜間人口-A市からの流出人口+A市への流入人口

なお、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含む。  
また、昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

## 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

区分	内容
1 徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2 鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
3 乗合バス	乗合バス(トロリーバスを含む。)を利用している場合
4 勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
5 自家用車	自家用車(事業用と兼用の自家用車を含む。)を利用している場合
6 ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合(雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。)
7 オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8 自転車	自転車を利用している場合
9 その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合